

災害時におけるキッチンカーによる炊き出し等の実施に関する協定書（案）

石巻市（以下「甲」という。）と一般社団法人宮城キッチンカー協会（以下「乙」という。）とは、石巻市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）におけるキッチンカーによる炊き出し等（以下「炊き出し等」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に協力して、災害時における市民生活の早期安定を図ることを目的として、炊き出し等の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（支援協力の要請）

第2条 甲は、災害時において、乙に対し、甲が開設した避難所等における炊き出し等の実施の協力（以下「支援協力」という。）を要請することができるものとする。

（要請の方法）

第3条 甲は、前条の規定により乙に対して支援協力の要請を行うときは、協力要請書（様式第1号。以下この項において「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請し、事後において速やかに要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請があったときは、直ちに、支援協力の実施の可否を甲に回答するものとする。

（支援協力の実施）

第4条 乙は、前条第1項の規定による要請を受けたときは、可能な限り、炊き出し等の優先提供に積極的に協力するものとする。

2 乙は、炊き出し等を行う場合は、食品表示法に基づく食品表示基準に定める加工食品のアレルギー表示対象品目である「特定原材料8品目」及び「特定原材料に準ずるもの20品目」について、表示し、又は利用者に通知するなど、食物アレルギー対策に配慮するものとする。

3 乙は、炊き出し等を行う場合は、衛生管理を行うほか、提供する食事を加熱するなど、食中毒その他の健康被害が発生しないよう配慮するものとする。

4 甲は、乙が炊き出し等に使用する車両を優先車両として通行することができるように配慮するものとする。

（報告）

第5条 乙は、前条の規定により支援協力を実施したときは、速やかに実施報告書（様式第2号）を甲に提出するものとする。

（費用の負担）

第6条 甲の要請により乙が支援協力の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する費用の額は、災害発生直前の適正な価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

（連絡体制の整備）

第7条 甲及び乙は、あらかじめ、この協定に関する連絡責任者を定め、相互に通知するものとし、連絡責任者に変更があったときは、その都度、相手方に通知するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了日の30日前までに、甲又は乙から文書で相手方に協定廃止の意思表示をしないときは、当該有効期間の満了日の翌日から更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名の上、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 宮城県石巻市穀町14番1号

石巻市長

乙 宮城県名取市大手町一丁目1番地の22
一般社団法人宮城キッチンカー協会
会長